

【香港駐在員事務所/台湾】

## 台湾-シンガポール間の「経済パートナーシップ協定(ASTEP)」締結について

2013 年 11 月 7 日、台湾はシンガポールとの間で「経済パートナーシップ協定 (Agreement between Singapore and the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu Kinmen and Matsu on Economic Partnership、以下 ASTEP)」を締結しました。ASTEP は自由貿易協定 (FTA) を柱とする包括的な経済連携協定であり、物品貿易での関税撤廃ならびに投資・サービス貿易等での市場開放、その他原産地規制や知的財産権の取り扱い等を定めるものです。なお、ASTEP は早ければ 2014 年 1 月にも発効する見通しです。

### ◎ ASTEP の概要について

項目	概要	
物品貿易	台湾	シンガポールからの輸入品目のうち 99.48%について、最終的に関税を撤廃する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポールからの輸入品目のうち 83.03% (金額ベースで 97.75%に相当) が ASTEP 発効により即時関税が撤廃される。</li> <li>その他については最長 15 年間において段階的に関税を引き下げ、最終的に関税が撤廃される。</li> <li>コメ・液状乳・ニンニク・小豆・パイナップル・マンゴー・ココナッツ等の一部農産品 40 品目は関税撤廃の対象外。</li> </ul>
	シンガポール	台湾からの輸入品目のすべてについて関税を撤廃する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>現在関税対象となっている酒類 6 品目は ASTEP 発効により即時関税が撤廃される。</li> </ul>
投資	双方間における資本・利益の移動・使用の自由化促進 (ネガティブ・リスト業種以外での) 各種投資規制の原則禁止	
サービス貿易	(ネガティブ・リスト業種以外での) 市場開放促進	

シンガポールは環太平洋経済連携協定(TPP)ならびに東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の加盟国です。台湾は ASTEP 締結を契機として、これら地域経済貿易協定への加入に向けた調整・交渉を行っていくものと見られます。

現在、台湾が締結している経済協定の相手国は以下の通りです。

相手国	経済協定種類	締結日	発効日
パナマ	自由貿易協定(FTA)	2003 年 8 月 21 日	2004 年 1 月 1 日
グアテマラ	自由貿易協定(FTA)	2005 年 9 月 22 日	2006 年 7 月 1 日
ニカラグア	自由貿易協定(FTA)	2006 年 6 月 16 日	2008 年 1 月 1 日
エルサルバドル	自由貿易協定(FTA)	2007 年 5 月 7 日	2008 年 3 月 1 日
ホンジュラス	自由貿易協定(FTA)	2007 年 5 月 7 日	2008 年 7 月 15 日
中国	海峽兩岸経済協力枠組協定(ECFA)	2010 年 6 月 29 日	2010 年 9 月 12 日
ニュージーランド	経済協力協定(ANZTEC)	2013 年 7 月 1 日	2013 年 12 月 1 日
シンガポール	経済パートナーシップ協定(ASTEP)	2013 年 11 月 7 日	---

以上

【出所：台湾經濟部、台湾・シンガポール経済パートナー協定(ASTEP)、JETRO HP】

照会先：国際事業部 (東京) 03-6704-2723  
(大阪) 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 \*禁無断転載